○経済産業省告示第二百一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月二十八日　経済産業大臣　世耕　弘成

㈠　国内登録検査機関の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社
㈡　変更前の事業所の名称及び所在地　ビューローベリタスジャパン株式会社
　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
㈢　変更後の事業所の名称及び所在地　ビューローベリタスジャパン株式会社
　神奈川県横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル８Ｆ
㈣　変更年月日　平成二十九年八月二十八日

○関東地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百九十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市北国分三丁目三三六六番一地内	前	一〇四・三四～一九八・六二メートル
	後	一〇四・三四～二一〇・四九キロメートル　〇・〇〇九

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市菅野五丁目一七四五番一地先から同市菅野五丁目一七四六番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市平田二丁目二〇〇番一五から同市平田二丁目一六二番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十九年八月二十八日

○関東地方整備局告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　二百九十八号
　占用を制限する区域　市川市菅野五丁目一七四五番一地先から同市菅野五丁目一七四六番地先まで
　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃　〃

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月二十九日

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十八日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	燕市吉田下中野字筒中才三五一番一から同市吉田東栄町二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月二十八日

○中国地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十八日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

一　施行者の名称　島根県
二　都市計画事業の種類及び名称　松江圏都市計画道路事業三・四・八十号飯島線
三　事業施行期間　自平成二十九年八月二十八日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　島根県安来市飯島町字藤木地内
　使用の部分　なし

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十三日）
○環境大臣臨時代理　国務大臣　石井　啓一
環境大臣中川雅治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　石井　啓一
内閣府特命担当大臣中川雅治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる（以上八月二十四日）

国家公安委員会

（大阪府警察本部刑事部長）警視長　滝澤　幹滋
福井県警察本部長を命ずる（八月二十二日）

警察庁

（警察庁長官官房付）警視長　滝澤　依子
警察庁生活安全局少年課長兼長官官房付を命ずる
（埼玉県警察本部警務部長）同　三田　豪士
警察庁刑事局犯罪鑑識官を命ずる
（警察庁刑事局長）警視監　吉田　尚正
警察庁刑事局犯罪鑑識官事務取扱を免ずる
（福井県警察本部長）警視長　猪原　誠司
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付兼長官官房付）警視監　露木　康浩
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長事務取扱を免ずる